

社会福祉法人サンフェニックス定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人サンフェニックスという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721番地に置く。

2 この法人の従たる事務所を東京都千代田区霞が関三丁目5番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者評議員として選任または不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して各年度の総額が300万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、前項に定める報酬等の支給基準によってその職務を行うために必要とする費用の支払いをすることができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議すものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年会計年度終了の日から3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第12条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、当該評議員会において出席評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行分ければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が、第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 15 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名が署名し、又は記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名は、理事長とする。

(役員を選任)

- 第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事又は業務執行理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。
- 3 理事又は監事は第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という)は理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(理事会)

第24条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用の4種類とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業及び第39条に掲げる収益を目的とする事業の要に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会計年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、会計年度終了後、理事長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業

- (2) 介護老人保健施設の経営
- (3) 通所リハビリテーション事業
- (4) 短期入所療養介護事業
- (5) 介護予防通所リハビリテーション事業
- (6) 介護予防短期入所療養介護事業
- (7) 介護員養成研修事業
- (8) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (9) 貸付事業
- (10) 事業所内保育所の経営
- (11) 診療所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付業
- (2) 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第40条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、評議員会の

決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、広島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人サンフェニックスの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則(平成6年10月25日設立)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	檜	崎	幹	雄
理事	檜	崎	佳	子
理事	宇	田	伸	
理事	佐	藤	巧	
理事	飛	田	武	
理事	矢	野	博	
監事	廣	澤	明	江

監 事 大 谷 和 之

- ① 附 則(平成10年12月14日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ② 附 則(平成13年10月31日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ③ 附 則(平成14年8月20日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ④ 附 則(平成15年2月27日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ⑤ 附 則(平成17年10月12日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ⑥ 附 則(平成20年7月17日福山市長認可)
この定款の変更は、福山市長の変更認可があった日から施行する。
- ⑦ 附 則(平成22年3月12日中国四国厚生局長認可)
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。
- ⑧ 附 則
2010年4月1日をもって社会福祉法人サンフェニックスと社会福祉法人三愛福祉会は合併することとし、合併後存続する法人は社会福祉法人サンフェニックスとする。
同法人は社会福祉法人三愛福祉会の事業、職員、債権債務、権利業務の一切を継承する。
- ⑨ 附 則 (平成22年11月18日中国四国厚生局長認可)
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。
- ⑩ 附 則(平成24年5月17日中国四国厚生局長認可)
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。
- ⑪ 附則 (平成25年8月13日中国四国厚生局長認可)
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。
- ⑫ 附則 (平成26年8月28日中国四国厚生局長認可)
この定款の変更は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。
- ⑬ 附則(平成28年8月19日広島県知事認可)
この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。
- ⑭ 附則 (平成28年12月2日広島県知事認可)
この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。
- ⑮ 附則 (平成29年1月20日広島県知事認可)
この定款の変更は、広島県知事の認可の日(平成29年1月20日)に関わらず、

社会福祉法附則第7条第9項の規定により平成29年4月1日から施行する。

⑯ 附則（平成29年7月4日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。

⑰ 附則（令和元年8月5日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。

⑱ 附則（令和2年3月11日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。

⑲ 附則（令和2年7月6日広島県知事認可）

この定款の変更は、広島県知事の定款変更認可があった日から施行する。

(別表)

基本財産

(土地) 福山地区

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721番2

宅地 1,650 m²

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2721番3

宅地 3,300 m²

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2519番

宅地 5,049.68 m²

広島県福山市蔵王町字金原3442番6

雑種地 550 m²

広島県福山市蔵王町字金原3442番5

雑種地 72 m² (共有持分3分の1)

広島県福山市蔵王町字金原3435番1

公園 852 m²

広島県福山市蔵王町字金原3442番1

宅地 1,222.18 m²

広島県福山市蔵王町字金原3441番6

雑種地 0.63 m² (共有持分3分の1)

広島県福山市蔵王町字金原3441番7

宅地 313.74 m²

広島県福山市蔵王町字金原3441番3

雑種地 55 m²

広島県福山市蔵王町字金原 3 4 3 9 番 4

雑種地 1 5 2 m²

広島県福山市蔵王町字金原 3 4 3 4 番 3

雑種地 1 1 6 m² (共有持分 3 分の 1)

広島県福山市蔵王町字金原 3 4 3 3 番 6

雑種地 6 7 m² (共有持分 3 分の 1)

(建物) 福山地区

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2 7 2 1 番地 1

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2 7 2 1 番地 2

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立 2 7 2 1 番地 3

家屋番号 2 7 2 1 番 1

鉄筋コンクリート造 ルーフイング葺・陸屋根 3 階建

1 階 3, 5 8 4. 7 0 m²

2 階 1, 9 6 2. 7 5 m²

3 階 6 2 6. 9 5 m²

(附属建物)

物置

コンクリートブロック造 スレート葺平家建

1 4. 6 7 m²

広島県福山市蔵王町字金原 3 4 4 2 番地 1

広島県福山市蔵王町字金原 3 4 4 2 番地 7

家屋番号 3 4 4 2 番 1

鉄筋コンクリート造 陸屋根 8 階建

1 階 9 5 8. 5 9 m²

2 階 7 7 9. 7 6 m²

3 階 8 4 1. 3 3 m²

4 階 7 6 0. 8 3 m²

5 階 7 6 0. 8 3 m²

6 階 7 6 0. 8 3 m²

7 階 7 6 0. 8 3 m²

8 階 7 6. 3 0 m²

(附属建物)

プロパン庫

鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 陸屋根平家建

27.00 m²

広島県福山市瀬戸町大字地頭分字小立2722番地1

家屋番号 2722番1

老人ホーム

鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

1階 2684.97 m²

2階 1140.08 m²

符号1

倉庫

鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

48.99 m²

符号2

倉庫

鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建

4.81 m²

(建物) 笠岡地区

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1082番地

家屋番号 1082番

鉄筋コンクリート鉄骨軽量鉄骨造陸屋根スレート葺2階建

285.74 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1075番地

家屋番号 1075番

鉄骨造陸屋根平家建

86.67 m²

岡山県笠岡市笠岡字宮地南平1070番地

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1082番地2

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1084番地2

家屋番号 1070番

鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建(1階)

481.5 m²

岡山県笠岡市笠岡字宮地南平 1070番地

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1082番地 2

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1084番地 2

家屋番号 1070番

鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建(2～5階)

1,599.96 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1103番地

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1102番地

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1104番地 1

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1105番地 1

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1119番地 1

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1120番地

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1121番地 3

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1121番地 5

家屋番号 1103番の1

鉄筋コンクリート造陸屋根 6階建

8,493.61 m²

符号 1

物置

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建

12.00 m²

(土地) 岡山、笠岡地区

岡山県岡山市芳賀 3696番 1

保安林 52,520.00 m²

岡山県岡山市芳賀 3696番 3

保安林 612.00 m²

岡山県岡山市芳賀3696番4

保安林 508.00m²

岡山県笠岡市笠岡字宮地南平1071番

畑 1,054.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1074番

畑 234.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1076番

畑 966.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1082番

宅地 2,485.91m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1086番2

宅地 28.21m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1086番3

畑 34.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1086番4

畑 62.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1097番

畑 16.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1106番2

畑 355.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1099番

原野 95.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越1103

畑 960.00m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 0 番 1
山林 8 8 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 1 番 2
山林 6 6 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 2 番
畑 1 , 2 5 1 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 4 番 1
畑 1 , 2 5 3 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 4 番 2
畑 1 8 1 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 5 番 1
原野 2 6 4 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 0 5 番 3
原野 9 7 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 1 8 番
原野 1 4 8 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 1 9 番 1
畑 1 , 5 0 8 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 1 9 番 3
畑 1 , 3 6 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 2 0 番
雑種地 4 1 6 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 2 1 番 1
雑種地 3 8 4 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 2 1 番 3
雑種地 4 0 9 . 0 0 m²

同上に係わる擁壁

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 2 1 番 5
雑種地 4 1 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 2 1 番 6
雑種地 4 . 2 1 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 5 1 2 番 5
畑 3 7 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 5 1 3 番 5
畑 1 1 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 5 1 4 番 3
畑 3 7 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 5 1 9 番 1
公衆用道路 1 1 . 0 0 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 5 1 9 番 3
緑化公園 3 1 0 . 4 4 m²

岡山県笠岡市笠岡字馬飼越 1 1 1 5 番 1
畑 1 , 9 2 2 . 0 0 m²

(建物) 東京都中野区

東京都中野区弥生町 6 丁目 22 番地 6

家屋番号 22 番 6

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 7 階建

1 階 9 6 9 . 7 2 m²

2 階 9 5 5 . 0 2 平米

3 階 2 1 3 4 . 8 8 平米

4 階 1 5 8 4 . 0 6 平米

5階	855.02	平米
6階	885.02	平米
7階	169.15	平米